

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	国土交通省観光庁																
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																		
要望項目名	寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大																		
要望内容（概要）	<p><b>【制度の概要】</b>            特定公益増進法人に対する寄付金額は、居住者の所得金額から控除する又は法人の損金額に算入することとされている。特定公益増進法人のうち、JNTO（独）国際観光振興機構）にあつては、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」（平成6年法律第79号）第11条に基づき、国際会議の主催者に代わって寄附金の募集を行い、当該寄付金を国際会議の主催者に交付することにより、寄附する側の税負担が軽減されている。</p> <p><b>【要望の内容】</b>            「国際会議等開催支援に関する取扱規程（平成15年規程第27号）においてJNTOが定める当該寄付金の募集対象とする国際会議の要件を緩和する。</p> <p>＜現行の主な要件＞</p> <table border="0"> <tr> <td>外国人</td> <td>おおむね50人以上</td> <td></td> <td>変更無し</td> </tr> <tr> <td>参加国数</td> <td>おおむね10カ国以上</td> <td>→</td> <td>おおむね3カ国以上</td> </tr> <tr> <td>全参加者数</td> <td>おおむね200人以上</td> <td></td> <td>要件撤廃</td> </tr> <tr> <td>開催経費</td> <td>おおむね2,500万円以上</td> <td></td> <td>おおむね500万円以上</td> </tr> </table> <p>＜改正案＞</p>			外国人	おおむね50人以上		変更無し	参加国数	おおむね10カ国以上	→	おおむね3カ国以上	全参加者数	おおむね200人以上		要件撤廃	開催経費	おおむね2,500万円以上		おおむね500万円以上
外国人	おおむね50人以上		変更無し																
参加国数	おおむね10カ国以上	→	おおむね3カ国以上																
全参加者数	おおむね200人以上		要件撤廃																
開催経費	おおむね2,500万円以上		おおむね500万円以上																
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法第78条第1項及び第2項第3号</li> <li>・ 所得税法施行令第217条第1号</li> <li>・ 法人税法第37条第1項及び第4項</li> <li>・ 法人税法施行令第77条第1号及び第77条第2号</li> <li>・ 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第9条及び第11条</li> </ul>																		
減収見込額	<p>[初年度] - ( - ) [平年度] - ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>																		
要望理由	<p>(1) 政策目的            我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、JNTOが国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、国際会議の主催者に交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進することで、我が国の国際会議の開催件数の底上げを行い、国際観光の振興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性            急速な経済成長を背景に、近年、アジア主要国における国際会議開催件数の増加が著しく、我が国のアジア No.1の国際会議開催国としての地位が脅かされている。            こうした背景の中、我が国は、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において、「2030年にはアジア No.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。」との目標を設定しているが、同目標の指標であるICCA（国際会議協会）による国際会議統計の基準と、JNTOが行う寄付金の募集対象とする国際会議の要件が合致していないとともに、ICCA（国際会議協会）による国際会議統計の基準では対象となるものの、JNTOが行う寄付金の募集対象とする国際会議の要件では対象とならない規模の国際会議の比率が近年高まっている。そのため、当該要件を国際的な基準に合わせ、より強力な支援を行う必要がある。            また、国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、国際会議自体は収益性が極めて乏しく、開催経費の多くは関係者の寄付に頼らざるを得ない状況である。            そのため、特定公益増進法人たるJNTOの知名度、信用度及び全国的な規模でより効果的な活動を展開することが可能であることを活かし、JNTOが主催者に代わり寄附金の募集及び交付金の交付を行い、国際会議開催の支援を実施しているところ、アジア地域等の域内開催の国際会議開催件数が増加する等の状況の変化に対応し、寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。</p>																		
本要望に対応する縮減案	-																		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「日本再興戦略」改定 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）「2030 年にはアジア No. 1 の国際会議開催国として不動の地位を築く。」目標設定 ○国土交通省 政策評価 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する 業績指標 108 主要な国際会議の開催件数におけるアジアでの順位
	政策の達成目標	「アジア No. 1 の開催件数として不動の地位を築く。」（「日本再興戦略」改定 2015）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	日本は、直近 3 年（2012～2014 年）連続でアジア No. 1 を達成。 （出典：ICCA（国際会議協会）統計）	
有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象の国際会議の件数は、要件を緩和することにより約 1.9 倍へ拡大する。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	寄附金募集・交付金交付制度の要件を緩和することにより、国際会議主催者の利便性が向上し、国際会議開催の円滑化が促進されることから、国際会議の開催件数の増加が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進として、グローバルレベルの MICE 都市の育成及地域の MICE 誘致力の強化・向上のため、235 百万円の予算要求を予定
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、グローバルレベルの都市の育成等誘致の促進に力点を置き、当該要望項目では開催の円滑化に力点を置くことで、誘致と開催の両面から取り組むことにより、国際会議の開催件数の増加を目指す。
	要望の措置の妥当性	特定公益増進法人への寄付金の課税優遇は、国際会議主催者へ直接的な財政出動を行うことと比較して財政的負担を低く押さえるだけでなく、関係者からの寄附によることで国民的負担を必要最小限に押さえ、開催地域へ大きな経済効果が裨益することから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	平成6年度の制度発足以降、平成26年度までの21年間で、446件の国際会議の寄附金の募集を実施。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	JNTOの知名度等を生かした寄附金募集を行うことが可能となることで、国際会議開催の円滑な開催が促進されることは、国際会議の開催件数の増加に有効である。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	H6（特）国際観光振興会を特定公益増進法人として追加